平成２９年（フ）第１５２号
神奈川県平塚市北豊田547番地の３
債務者　小網亜紀子（旧姓手塚）
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６７０号
神奈川県足柄上郡中井町田中953番地の３
債務者　重田　雄三
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４７号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目６番地の８　ベルアルカンシェル203
債務者　三浦　志穂
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１５５号
神奈川県秦野市南矢名1879番地の１　コーポ小沢　Ａ206号
債務者　渕岡　晴久
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６６号
神奈川県平塚市松風町12番25―202号　第２ヤマイチビル、前住所神奈川県平塚市黒部丘26番15号　ミーツハオスＡ―102
債務者　宗片恵都子
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３８号
松江市古志原４丁目２番11―242号　市営古志原アパート11号棟、前住所松江市山代町809番地21
債務者　小山アケミ
１　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
福島県いわき市泉町３丁目８番地の14　ぱしむふろーりら201
債務者　草野　里美（旧姓田邊）
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３７号
茨城県稲敷郡阿見町中郷２丁目28番地17　湯原住宅２号棟
債務者　仲村　隆行
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５４号
茨城県土浦市西根南３丁目４番23号　第２コーポヒロ　203号室
債務者　伊藤久美子
１　決定年月日時　平成29年４月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３２１号
埼玉県鴻巣市鎌塚３丁目３番14号
債務者　山城実津江
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８１号
埼玉県東松山市五領町５番地２　グランシャリオ203号室
債務者　川津　　道
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８９号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹681番地５　パレスコートⅠ　303号室
債務者　藤原　　孝
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７号
千葉市若葉区大宮台４丁目５番９号
債務者　板倉　澄子
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７号
千葉市若葉区桜木北３丁目14番18号　コスモハイツ橘101号
債務者　松山　賢吾
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６４号
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目５番地　コピアスＤ102号、申立時の住所千葉市緑区鎌取町89番地７　ハイツミチ101号
債務者　長澤　順子
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８０号
千葉市中央区亥鼻３丁目５番30号
債務者　稲垣　　勝
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０１号
千葉市稲毛区六方町２番地４
債務者　高橋　昂太
１　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係